

## 1. 一般質問

### Q1 出品申込の締切日は？

- A 第16回全共出品申込の締切日について、2025年9月29日(月)までに、日ホ協あてに出品申込書類(出品申込書、登録証明書(写)、妊娠鑑定書(第6部と第18部の20月以上の出品牛のみ))を各1通)を提出してください。  
(規則第7条の3)

### Q2 各都府県(北海道を除く)の出品牛の選抜は？ (規則第2条・第7条)

- A
- |   |   |     |
|---|---|-----|
| ①全共に出品する者は都府県団体に出品を申込(出品の意思を伝える)<br>(2025年 <u>3月31日まで</u> ) | } | 第1期 |
| ②都府県団体は第1次選抜審査を実施 <sup>注1</sup> (出品割当頭数の概ね3倍)               |   |     |
| ③日ホ協に②の一覧表を提出(2025年 <u>7月31日まで</u> )                        |   |     |
| ④都府県団体は、第2次選抜審査を実施して代表牛を決定<br>(原則として <u>③の一覧表から選抜</u> )     | } | 第2期 |
| ⑤日ホ協に代表牛の申込書・関係書類を提出(2025年 <u>9月29日まで</u> )                 |   |     |
| ⑥全共会場で審査(2025年10月25・26日)                                    |   |     |

(注1) 第1選抜は必須ではありません。また、概ね3倍の選抜頭数をオーバーしてもかまいません。

### Q3 耳標の片側が取れていても良いですか？転入転出届は？

出品牛の個体確認は、国の法律に基づく個体識別耳標で行うので、必ず両耳に所定の耳標を装着していなければなりません(規則第6条の2)。また、出品牛の飼養地と審査会場への搬入・搬出に際しては、独立行政法人 家畜改良センター宛に報告が必要となります。往路の転出・転入報告と、復路の転出報告は日ホ協が代行しますが、復路の農家への転入報告は出品者自ら行ってください。

なお、輸送中のトラック内で耳標が脱落した場合は、脱落した耳標を持参し、受付でその旨を報告してください。(\*詳細は別途ご連絡いたします)(規則第8条の3)

### Q4 血統登録申請牛は出品できますか？

- A 出品牛は国内産のホルスタイン種またはジャージー種の血統登録雌牛です。登録申請中のものは出品できません。(規則第6条)

したがって、各都道府県で審査選定が開始される 2025年3月末までに、確実に血統登録申込みを行い、出品申込締切日(2025年9月29日)までに、血統登録証明書が手

元に届いていることを確認してください。

## Q5 1農家で何頭まで出品できますか？

A ホルスタインの一般枠には1戸2頭以内としますが、出品する各都道府県がやむを得ないと認めたときは、この限りではありません(規則第5条)。

第1、7、11部(Jサイア娘牛の部)と第17~20部(ジャージーの部)に出品する牛は1戸何頭までという制限はありません。

## Q6 シンジケート所有牛の取扱いは？

A 当協会に会員登録済のシンジケートは1会員とみなし、便宜上、ホル一般枠では「1シンジケート2頭以内」とします。シンジケート所有牛を「ホル一般枠」に出品する場合は、その構成員でこの牛の飼養者からの出品となり、シンジケート所有牛を含めて1戸2頭まで出品できます。シンジケートからの出品牛は出品者個人名またはシンジケート名の何れかで表記します。

なお、出品する各都道府県がやむを得ないと認めたときは、1戸2頭以上も認めます。

## Q7 Jサイア娘牛は、一般クラスにも出品できますか？

A Jサイア娘牛を一般枠に出品することは可能ですが、同じ牛を「Jサイア娘牛の部」と「一般枠の部」に重複して出品することはできません。

Jサイア娘牛の部は、第1部(未経産後10月齢以上12月齢未満)、第7部(経産36月齢未満)、第11部(同36月齢以上48月齢未満)の3クラスで、Jサイア(国産種雄牛)またはヤングサイア(調整交配種雄牛)、過去の後代検定参加種雄牛の娘牛が対象です。

## Q8 高等学校特別枠の対象は？何頭まで出品できますか？

A この特別枠はホルスタイン種並びにジャージー種の一般枠やJサイア娘牛の部に出品しない高等学校に割当てられ、1校1頭の出品とします(規則第4条の4の(2))。

出品する部の区分は、ホルスタイン種並びにジャージー種の一般枠の該当する月(年)齢の部になります。(令和6年11月22日の改正で、ホルスタイン種に加えてジャージー種の出品も可能になりました) (規則第4条の4)

なお、高等学校が、この特別枠ではなく一般枠や後代検定の部に出品することは可能ですが、特別枠に重複出品することはできません。高等学校からの出品に対しては、特別賞を贈呈する予定です。(規則第17条の6)

## Q9 出品牛の写真、牛体の測定、出品者の集合写真は？

A 前回までは、全共会場で会期中に実施していた出品牛の写真、牛体の測定、各都道府県出品者の集合写真については、今回は会期の短縮等から全共会場では実施できません。

各都道府県関係者の皆様には大変お手数とご迷惑をお掛けしますが、出品牛申込書

(2025年9月29日)と共に「牛体の測定値」(き甲部の体高・尻長・腰角幅・胸囲)の報告と、2025年12月末までには記念アルバム掲載用の「出品牛の写真」と「出品者の集合写真」を日ホ協宛に提出してください。(※詳細は追ってご連絡いたします)

## Q10 出品者の服装や出品マナーは？

A 「出品作法の遵守」として、守るべき出品牛/出品者マナーを定めます。出品牛の欠点を隠すための牛体への不自然な整形・調整や体毛操作(つけ毛や植毛)、異物挿入、過度の給水等の不正な行為を絶対に行わないようお願いします。また、「背線や尾根部の毛の長さは3cm未満」、「乳房へのオイル、ジェル、艶出し等を使用禁止」しています。出品者の服装は上下とも白色のもので、牧場名等の文字の入っていないものを着用して下さい。なお、公正な条件下で審査が行われるよう、会期中には監視員による巡回確認を行いますので、ご承知おき願います。

(規則第12条及び後日制定の「出品作法の遵守」を参照)

## Q11 入場制限はありますか？

A 主な会場(審査会場、出展会場、食堂等)には、特に制限は設けません。入口で手指と靴底の消毒で入場できますが、繫留施設(牛舎)には入場IDが必要です。入場IDは、事前に各支部承認団体等に必要数を調査し、配布する予定です。

## Q12 出品委員並びに会期前事務連絡場所について？

A 2025年(令和7年)3月、各支部・承認団体宛に出品委員の推薦と会期前事務連絡場所の報告を依頼します。時期的に人事異動等もありますので同年4月末までに報告していただきます。なお、出品委員は概ね3名以内とします。

## Q13 出品委員の打ち合わせは開催しますか？

A 2025年(令和7年) 8月1日(金)、午後1時から、参加都道府県の出品委員\*を対象として、共進会場(北海道ホルスタイン共進会場)で現地視察を兼ねて開催します。

(※出品委員は令和7年4月中に報告を依頼する予定です。)

JR南千歳駅から会場まで往復するシャトルバスを準備する予定です(有料:往復3~4千円程度)。後日、開催案内とシャトルバス利用希望者を確認させていただきます。

## Q14 高等学校でホースタイ一般枠とジャージ-高校特別枠の重複は可能？

A 例えば予選会等でホルスタイン一般枠を確保した場合は、ジャージーの高校特別枠は使えません。高校特別枠を利用する場合は、品種を問わず1頭のみとなります。

## Q15 リードマンコンテストへの参加者について、出品者の家族等とは？

A 出品者と血縁関係は無いが、普段手伝っている高校生が、出品牛を借用して参加する事は可能です。家族等の範囲内として認めます。

## 2. 出品条件

### Q1 産地や飼養期間の条件は？

A 第1～6部（未経産）は自県産で、第7～16部（経産）は国内産。また、ジャージー一種の第17～20部は国内産。（規則第6条の(1)(2)(3)）

（※自県産とは、出品者が在住する同じ都道府県内で生産された牛のことをいいます。）

出品者の飼養期間を設けませんが、原則として出品牛は第1期出品申込牛の中から選出すること。また、出品者は、出品牛の所有する者又は同一家族とします。

### Q2 生後20月齢以上の未経産牛は妊娠確実でなければならない？

A はい。生後20月齢以上の未経産牛(第6部)は妊娠確実であることが条件です。

なお、種付けの日を含めて180日以上で流・早産したものは経産牛として取扱います。（規則第6条の(5)）

### Q3 出品牛や母牛に、検定の条件があるのですか？

A ホルスタインとジャージーの各部には、日ホ協の検定成績証明申込みまたは証明済みという条件があります（乳量等の基準はありません）。牛群検定を実施しているだけでは条件を満たしませんのでご注意ください（規則第6条の3）。

検定条件はホルスタイン、ジャージーとも共通で、

- ① 22月未満の未経産牛（第1～6部）は、出品牛の母牛が検定成績証明を申込中または証明済みであること。
- ② 30月未満の経産牛（第7部の一部、第8部、第9部の一部、第19部の一部）は本牛が検定成績証明申込中であること。
- ③ 30月以上48月未満の経産牛（第9部の一部、第10～13部、第19部の一部、20部の一部）は、本牛が検定成績証明を申込中または証明済みであること。
- ④ 48月以上の経産牛（第14～16部、第20部の一部）は、本牛が検定成績証明済みであること。

### Q4 検定成績証明を取得しているかの確認は？

A 検定成績証明を取得しているか否かの確認は、日ホ協または最寄りの都道府県登録取扱団体にお問合せ下さい。出品申込の締切時点（2025年9月29日）でQ3の検定条件を満たしていなければ出品できないので十分にご留意ください。

出品を見込んでいる牛で検定条件を満たしていないものは、時間的な余裕を考えて、遅くても2025年7月31日（厳守）までに検定成績証明を申込んでください。

なお、48月以上の出品牛（第14～16部、第20部の一部）は、「検定成績証明済み」が条件なので、既に検定終了または2025年9月22日（出品申込締切の1週間前）までに検定の終了（公式記録で検定期間が305日以上のもの、または305日未満で乾乳、

疾病、除籍のため検定を終了または中止したものをいう)が見込まれるものとします。

牛群検定農家(立会)で検定を確実に実施していれば、過去の検定記録をもって検定成績証明を申込むことができます。

#### Q5 未経産は自県産とあるが、受精卵産子の場合?

A 繁殖者欄には受精卵を生産した県及び農家名が表示されますが、受精卵による産子が生まれた所が産地となります。

#### Q6 4歳以上の出品牛の検定成績は?

A 4歳以上の出品牛は、本牛の検定成績が必要となります。出品申込時点で証明済みの成績が出品目録に掲載されますので、出品申込の際は検定成績証明済みであるかを確認してください。

#### Q7 供卵牛が外国の場合、未経産の検定成績証明書について、当該国での検定成績証明書が必要になりますか?

A 「共進会規則」の第6条の3の(1)にあります。輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績につきましては、当該外国登録団体が発行する証明書が必要になります。

#### Q8 2歳級は検定中が多いが、検定成績証明書は?

A 2～3歳級につきましては「共進会規則」にある通り、検定中の牛が多いので、単純に検定成績証明の申込みを行っていただければ問題ありません。

なお、条件が「申込中」となっており、全共出品申込期日より前に検定成績証明の申込みをしていただくため、改めての申込書の添付は不要です。

そのため、期日にゆとりを持った検定成績証明の申込にご協力いただけますと幸いです。

#### Q9 母牛が輸入受精卵で未経産の場合?

A 「規程第6条3(1)」のとおり、輸入受精卵であっても、母牛が未経産牛の場合は当該外国登録団体が発行する証明書「ゲノミック評価成績」を有することになります。

#### Q10 当該外国登録団体が発行する「ゲノミック評価成績」は?

A 原則として評価成績が記載されているペティグリーが必要となります。

但し、何らかの理由でどうしても入手が困難な場合は、当協会にお問い合わせください。

### 3.衛生関係

#### Q1 出品牛の衛生・防疫関係はどうなりますか？

A 「第16回全共衛生対策要領」に基づいて、出品牛の衛生・防疫対策を徹底させていただきますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。

出品牛の衛生条件として、

- ①居住している都道府県を出発する72時間以内に、獣医師の臨床検査を受け、健康であることの確認が必要。北海道の共進会場から搬出する場合も、現地の獣医師の臨床検査が必要で、確認を済ませてからか家畜車に乗せること。
- ②ヨーネ病の検査を実施していること。
- ③炭疽、牛流行熱、イバラキ病、牛異常産及び牛呼吸器病の予防注射を実施していること。
- ④真菌症の皮膚病及びイボ等の体表異常がないことの確認。
- ⑤搬入時に、北海道家畜衛生担当者による健康状態の確認、が義務付けられています。

出品牛を搬入する際には、登録証明書(写)及び所定の「出品牛検査・予防注射証明書」および「臨床検査確認書」を提出願います(出品牛検査・予防注射証明書は事前に北海道ホル農協あてにFAX送付してください)。検査や予防注射の実施期間等の詳細は、登録協会ホームページ(トップ画面→全共→第16回全共→衛生対策要領)を参照願います。

#### Q2 ランピースキン病の対応はどうなりますか？

A ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスが吸血昆虫等を媒介して発症する病気です。現在、農林水産省並びに北海道庁の指導を仰いでいますが、日ホ協の理事会で対応策が決定したら、改めてご案内申し上げます。

なお、防疫対策として、サシバエ等の混入が疑われるため、各県からのワラの持ち込みを禁止します。審査会場で斡旋しますので、必要な方は申込ください。(後日斡旋メニューを紹介します)

#### Q3 牛異常産混合不活化ワクチンの「前年」とは？

A 例えば、本年5月1日に予防接種する場合の「前年」は、昨年5月1日以降となります。通常は初年度に2回(4週間間隔)接種すれば、翌年からは大体同じ時期に1回接種するので、正確に○月○日～○月○日の期間と定めていません。

#### Q4 出品牛検査・予防接種証明書は1枚だけですか？

A 予防接種は最寄りの獣医師が実施し、ヨーネ病検査は家畜保健衛生所が実施しますが、当該証明書には各欄に実施者の署名捺印をして、出来るだけ1枚の証明書に収めていただきたい。

ヨーネ病検査欄には実施者の署名欄が無く、最下段には全体を証明する形で獣医師の署名捺印欄がありますが、ヨーネ病検査実施の証明として、家畜保健衛生所の所長又は実施者の署名捺印をしていただくようお願いをします。

中には、この署名欄が予防接種も含めた全体を証明するように取られ、拘る方がいる場合は、下段に署名捺印と「ヨーネ病検査について証明します」と記載いただいても結構です。

## Q5 牛流行熱とイバラキ病のワクチン接種について？

- A ①牛流行熱不活化ワクチンを2回及びイバラキ病生ワクチンを1回  
②牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチンを2回  
上記の2パターンの内どちらかを接種している必要があります。

## Q6 要領に掲載されている証明書以外に、血液検査証明書等は必要か？

- A 不要です。衛生対策要領に記載されている証明書で結構です。  
すなわち、別記様式第1号「第16回全日本ホルスタイン共進会 臨床検査確認書」と別記様式第2号「第16回全日本ホルスタイン共進会 出品牛 検査・予防接種署名書」の2種類を整備し、全共会場搬入時に必ず携行してください。なお、別記様式第2号は、事前に北海道ホルスタイン農業協同組合までメール又はFaxで送付してください。(衛生対策要領第4の2)

## Q7 ヨーネ病検査の実施期間についての詳細は？

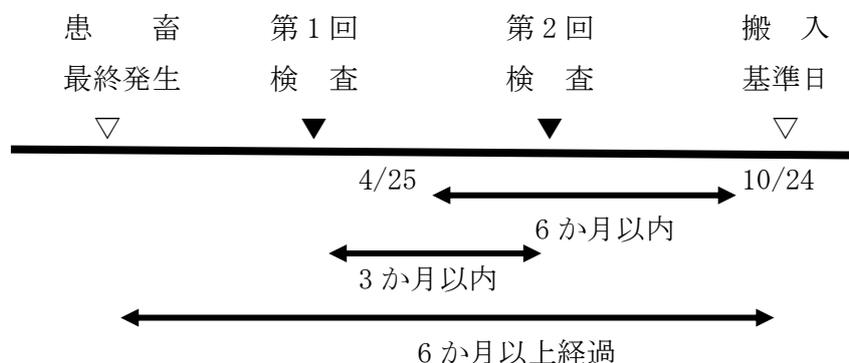
- A ①. 原則として、出品牛は「カテゴリーⅠ」の農場で飼養されていること。  
この場合、出品牛は全共搬入基準日以前3か月以内(2025.7.25~2025.10.24)にスクリーニング法による検査を実施し、健康が確認されたもの。  
②. やむを得ず、「カテゴリーⅡ」の農場から出品する場合は、当該農場の患畜最終発生から6か月以上を経過していること。  
この場合、搬入基準日までに、最低3か月の期間を空けて2回以上の抗原検査(予備的遺伝子検査、リアルタイムPCR法による検査又は細菌検査(分離培養))を実施し、陰性が確認されたもの。  
なお、2回目の検査は、搬入基準日以前6か月以内(2025.4.25~2025.10.24)に実施すること。

(事例)

- ① 「カテゴリーⅠ」の農場から出品



② 「カテゴリーⅡ」の農場から出品（やむを得ない場合の対応）



**カテゴリーⅠの農場**：清浄確認が行われており、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」第3の規定により発生予防対策が講じられ、かつ同要領第4の(1)に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。

**カテゴリーⅡの農場**：本病の発生があり、同要領第5に規定する発生確認時の防疫措置又は同要領第6に規定するまん延防止対策を講じている農場をいう。

## 4. 出品者休憩所・牛繋留場

Q1 出品者の休憩所はどうなりますか？

A 「第14回全共」では、屋外にスーパーハウスを設置し斡旋しましたが、今回は西側牛舎（トラック搬入口側）内にテント（2間×3間、4面横幕有）を設置し無償提供します。また備品として蛍光灯と1.5kwコンセントを設置します。

床はコンクリートなので、断熱用の床材等を有料で斡旋します。メニューは別添のとおりです。斡旋に関する質問や申込、並びに精算方法については、直接業者とお願いします。

Q2 暖房は？

A 牛舎並びにテント内なので、原則として火気厳禁となりますが、電気を使わない家庭用石油ストーブは使えます。電気を使用する石油ファンヒーターやジェットヒーター等は使用禁止となります。

Q3 繋留場（牛舎配置）はどうなりますか？

A 事前に、各都道府県別に繋留場を割振りし、支部・承認団体にご連絡申し上げます。開催期間中、都府県同士で作業道具・搾乳機械等を共同利用するため、隣接する繋留場を希望する場合は、事前にご連絡ください。出来る限り考慮した牛舎割当

といたします。

#### Q4 繫留牛床はどうなりますか？

A 繫留牛床は、コンクリーの土間渡しです。牛床設営等は各出品者の設営が原則ですが、前回（第14回）も斡旋しましたが、有料で事前に繫留牛床に敷き藁等の設営を検討中です。内容が決まり次第ご連絡申し上げます。

#### Q5 牛舎図面で、長さなどの詳細が入ったものを提示して欲しい

A 後日、牛床割当等が決定した段階で作成し配布します。

#### Q6 夜間、牛管理者等の牛舎内での待機は可能か？

A 牛床後方スペースが若干あるので、そこで待機、飼料・荷物置き場として利用可能であるが、夜間は冷えるので防寒完備をお願いします。

#### Q7 敷料・乾牧草は斡旋してもらえるか？価格は？

A 斡旋を予定しています。価格は後日連絡します。

#### Q8 小型発電機は使用できますか？

A 騒音と火災予防の観点から、小型発電機の使用は禁止する予定ですが、現在協議中なので、決まりましたら改めてお知らせします。

## 5. 輸送車・駐車場関係

#### Q1 出品牛が搬入する前に荷物の搬入は可能ですか？

A 出品牛並びに荷物車の搬入は10月20日（月）13時以降となります。会場の消毒・準備等から、それ以前の搬入は出来ません。ただし、13時以降であれば、出品牛、荷物車を別々に搬入することは可能です。

#### Q2 乗用車・家畜輸送車の駐車場は？

A 会場内の駐車場を拡張しました、各県の常駐する乗用車・家畜輸送車等は会場内での駐車を考えています。事前に、各都道府県に対して台数の調査を実施し、駐車場の割振りをしたいと思っております。ただし、駐車場には限りがありますので、出来る限り乗り合わせ等で台数を抑えてください。

## 6. 出展関係

### Q1 出展の申込は何時までですか？

A 2025年（令和7年）3月31日までに出展申込書を、日ホ協の全共対策室宛に提出してください。（Fax:03-3383-2503 E-mail:zenkyo@hcaj.or.jp）

### Q2 出展料の送金は何時までですか？

A 2025年（令和7年）4月には、出展希望者に対して要領を送付するとともに、出展料のご請求並びに振込先のご案内を申し上げます。

### Q3 出展場所はどこですか？

A 会場敷地内の野外、緑地（審査会場の西側の芝地）に大型テント（10m×35m）を6張り設置し、その中に1張り当たり28小間を配置する予定です。また、各団体・企業等の出展場所（小間）は、早い順ではなく、出展内容並びに動線等を顧慮し、割り振りします。

### Q4 間仕切りパネルにはテープ等は貼っても良いですか？

A 間仕切りパネルは、原状回復を原則とします。よって、釘・画鋸等で穴を開けたり、テープを剥がしたときに残ったりすることは厳禁です。なお、利用可能な資材（フック、テープ等）並びに備品のリース等については、下記の業者にお問い合わせください。

株式会社 フジヤ 札幌支店（担当：中田、網谷）

TEL:011-223-6511 E-mail:zenkyo\_shizai@fujiya-net.co.jp

### Q5 出展小間での調理等は可能ですか？

A テント内なので火気厳禁となります。また、調理等は食品衛生法上、関係機関への許可申請が必要です。主催者は、それらに関わる申請代行等はいたしません。